

## 令和4年度当初予算における引上げ分の地方消費税充当事業

【歳入】 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分) 25,500千円

【歳出】 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 453,758千円  
うち、所要一般財源 255,096千円

【社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳】 (単位:千円)

事業名		事業費	所要一般財源	備考
社会福祉	障害者・母子等福祉事業	92,282	28,876	
	高齢者福祉事業	106,940	73,995	
	児童福祉事業	130,642	75,029	
	計	329,864	177,900	
社会保険	国民健康保険事業	16,037	8,624	国民健康保険事業特別会計繰出金
	国民年金事業	123	0	
	計	16,160	8,624	
保健衛生	医療に係る事業	74,454	50,555	後期高齢者医療特別会計繰出金を含む
	疾病予防対策事業	16,462	8,717	
	環境衛生事業	16,818	9,300	
	計	107,734	68,572	
合計		453,758	255,096	

【本表について】

本表は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、消費税率引上げにより増収となった地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、その経費を明示したものである。